

札監（住）第 2 - 11 号  
令和 8 年(2026 年) 6 月 19 日

請求人 X 様

札幌市監査委員	庄 司 正 史
同	愛 須 一 史
同	五十嵐 徳 美
同	丸 山 秀 樹

### 住民監査請求の取扱いについて（通知）

令和 8 年 6 月 1 日付けで、あなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、下記の理由により住民監査請求として不適法であると判断されますので、これを受理せず、却下します。

### 記

#### 1 本件請求の趣旨

##### (1) 請求人から提出された文書について

請求人からは、令和 8 年 6 月 1 日に提出された本件請求に係る請求書のほか、これまでに次の文書が提出されている。

ア 令和 8 年 6 月 1 日付けの監査委員宛での FAX（追加資料（保健所回答文書）送付の件）

イ 令和 8 年 6 月 4 日に監査委員宛てに郵送で届いた書類（成年後見人による FAX 受信拒否の疑いに関する事実報告書）

ウ 令和 8 年 6 月 5 日付けの監査事務局住民監査請求担当者宛での FAX（住民監査請求に関するご照会への回答（意思表示）送付の件）

エ 令和 8 年 6 月 10 日付けの監査委員宛ての FAX（追加提出書類：成年後見人からの書類送付について）

オ 令和 8 年 6 月 12 日付けの監査委員宛ての FAX（追加提出書類：住民監査請求 追加提出資料）

カ 令和 8 年 6 月 16 日付けの監査委員宛ての FAX（追加提出書類：住民監査請求 追加提出資料）

## (2) 本件請求の趣旨

これまでに請求人から提出された文書の内容から、本件請求の趣旨は次のとおりであると認められる。

ア 請求人の母（以下「母」という。）は、現在、札幌市（以下「市」という。）の判断により、請求人に対して居所を非通知とする取扱いとなっている。

イ それにもかかわらず、保健所から母宛てに「高齢者带状疱疹ワクチン定期接種のご案内」（以下「ワクチン接種の通知」という。）や「NHK 受信料払込用紙在中」の封筒が請求人の自宅に届いた。市や外部機関（NHK）からの通知が請求人の自宅に届き続けているという状況は、市が住民票事務を適正に処理していない可能性を示す重要な事実である。

ウ また、ワクチン接種の通知には「定期接種の対象として一部公費負担で接種できるのは、今年度のみ」と明記されているが、母は市の判断により請求人との面会が制限され、居所も非通知であるため、請求人が母に接種の意思確認を行う手段が存在しない。このため、本年度中に接種機会を確保できず、結果として公費補助を受ける権利が失われる可能性があり、このことは市による母の居所を非通知とする判断が、請求人が母の意思確認を行うことを阻害し、母の権利行使を妨げている可能性を示すものである。

エ さらに、母の成年後見人（以下「後見人」という。）は、母の預金口座を請求人への事前説明や同意なく解約したため、NHK 受信料や公共料金等が引落不能となり、延滞利息を含む請求物が請求人宛ての住所に届くなどしている。それにもかかわらず、後見人からは支払方法の変更や未払い発

生の理由について説明がなく、市もまた後見人に対して事実確認や改善指導を行っておらず、監督権限を適切に行使していない。このため、母の財産管理に関する不備が放置され、家族に不必要な負担が転嫁されている。

オ 本件請求は成年被後見人個人の財産そのものを対象とするものではなく、市が所掌する後見監督事務（後見人の財産管理状況の監督・確認）に係る履行状況についての監査請求であり、これらは法第 242 条第 1 項に規定する「財産等の管理を怠る事実」として、監査委員による住民監査請求の対象に含まれるものである。

カ また、上記(1)オに添付された「回答書」(請求人の照会に対して後見人が回答したもの)には、後見人による、説明義務の否定、事実調査義務の否定、母の居所情報の隠蔽、母への面会妨害、母宛ての郵便物管理の不備、文書推敲の欠如、後見制度の趣旨に対する理解不足など、後見人としての義務を果たしていないと疑われる点が多数含まれており、これらは住民監査請求における「怠る事実」を裏付ける新たな証拠である。

この回答書は、成年被後見人の利益保護という後見制度の根幹に反し、請求人との面会を事実上妨げる不当な内容である。

キ 以上のことから、監査委員に次の措置を求める。

(ア) ワクチン接種の通知は住民票上の住所に基づき自動送付されているか、当該通知書の送付先が区役所等の他部署の指示により変更される運用となっているか、今後も住民票上の住所に基づき通知が送付される運用であるかを調査し、運用実態を明らかにすること

(イ) 市は請求人に母の居所を非通知としているが、その一方で、母宛ての通知は住民票上の住所（請求人の自宅）に送付され続けており、この矛盾が生じた経緯及び区役所内部での情報共有の在り方について、判断の妥当性と運用の整合性の観点から検証すること

(ウ) 市の判断により、請求人は母の意思確認を行う手段を失っている。その結果として、保健所が実施する帯状疱疹ワクチン接種の公費補助制度を母が利用できない可能性がある。このため、市の判断が母の権利行使

に与える影響について、適切な評価と必要な措置を検討すること

- (I) 上記の調査・検証の結果、区役所と保健所の事務運用の間に不整合や不作為が認められた場合には、必要な措置を講ずるよう、監査委員から勧告すること

## 2 監査委員の判断

### (1) 住民監査請求の趣旨とその対象行為について

住民監査請求制度は、自治体行政における財務会計上の過誤に対して、その是正のため、個々の住民に監査委員に対する監査請求を認めることにより、自治体行財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を擁護することを目的としている。

そして、住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（以下「市の職員等」という。）による「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」（以下「違法不当な財務会計上の行為」という。）又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」（以下「怠る事実」という。）に限定されている（法第 242 条第 1 項）。

また、同項でいう「財産」とは、法第 237 条第 1 項において「公有財産」、「物品」及び「債権」並びに「基金」をいうこととされ、具体的には、「公有財産」については法第 238 条第 1 項において「普通地方公共団体の所有に属する財産のうち、次に掲げるものをいう」と、「物品」については法第 239 条第 1 項において「普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの（以下省略）」と、「債権」については法第 240 条第 1 項において「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう」と、「基金」については法第 241 条第 1 項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」と規定され

ている。よって、法第 242 条第 1 項でいうところの「財産」とは、普通地方公共団体の所有に属するもの（公有財産及び物品）や普通地方公共団体の権利（債権）あるいは普通地方公共団体が設けたもの（基金）に限られることになる。

## (2) 本件請求について

### ア 上記 1 (2)オの主張について

請求人は、「本件請求は成年被後見人個人の財産そのものを対象とするものではなく、市が所掌する後見監督事務（後見人の財産管理状況の監督・確認）に係る履行状況についての監査請求であり、これらは法第 242 条第 1 項に規定する『財産等の管理を怠る事実』として、監査委員による住民監査請求の対象に含まれるものである」（上記 1 (2)オ）と主張する。

しかし、後見人の事務の監督については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 863 条において、後見監督人又は家庭裁判所が行うことと規定されており、市の職員等が行う事務ではないことから、そもそも「怠る事実」に該当しない。

また、母の財産は地方公共団体の所有に属するものなどではないため、法第 242 条第 1 項でいう「財産」に該当しない。

よって、後見監督事務に係る履行状況の監査請求については、市の職員等による「怠る事実」に該当しないため、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の対象とはならないと認められる。

### イ 請求人のその他の主張について

請求人はその他、市の判断による母の居所を請求人に対して非通知にする取扱い、市による事務手続や後見人に対する監督・確認の不備、後見人が後見人の義務を果たしていないことなど種々主張しているが、上記 1 (2)オの主張を除いて、住民監査請求の対象となる市の職員等による「違法不当な財務会計上の行為」又は「怠る事実」に関する指摘は認められない。

### ウ 小括

したがって、本件請求の中で、市の職員等による「違法不当な財務会計上の行為」又は「怠る事実」に該当する主張は認められない。

(3) 結論

以上により、本件請求は、その余の点を検討するまでもなく法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件（住民監査請求の対象は、市の職員等による「違法不当な財務会計上の行為」又は「怠る事実」に限られること）を満たさない不適法なものと判断するのが相当である。